

平16福情答申第2号
平成16年4月12日

福岡市監査委員 様
(監査事務局第1課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成15年7月24日付け監査第460号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「・平成14年度財団法人福岡勤労者福祉センター 監査復命書
・平成14年度株式会社福岡市民ホールサービス 監査復命書
・平成14年度財団法人福岡総合展示場 監査復命書
・平成14年度福岡タワー株式会社 監査復命書
・平成14年度福岡市同和自立促進協議会 監査復命書
・平成14年度アジア太平洋フェスティバル実行委員会 監査復命書
・平成14年度アジアマンス委員会 監査復命書
・平成14年度福岡市立学校開放等施設管理委員会連絡会 監査復命書」の一部
公開決定処分に対する異議申立て

1 審査会の結論

「・平成14年度財団法人福岡勤労者福祉センター 監査復命書 ・平成14年度株式会社福岡市民ホールサービス 監査復命書 ・平成14年度財団法人福岡総合展示場 監査復命書 ・平成14年度福岡タワー株式会社 監査復命書 ・平成14年度福岡市同和自立促進協議会 監査復命書 ・平成14年度アジア太平洋フェスティバル実行委員会 監査復命書 ・平成14年度アジアマンス委員会 監査復命書 ・平成14年度福岡市立学校開放等施設管理委員会連絡会 監査復命書」(以下「本件対象文書」という。)について、福岡市監査委員(以下「実施機関」という。)が行った一部公開決定処分については、これを取り消し、本件対象文書の全部を公開することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成15年6月2日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件対象文書に係る一部公開決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成15年5月14日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成15年6月2日、実施機関は、本件対象文書のうち、概況聴取質問事項の回答内容については条例第7条第2号及び第4号に該当し、結果概要中の監査結果報告(公表)の指摘事項に至らなかった項目については同条第4号及び第5号に該当するとして、条例第11条第1項の規定により一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成15年6月25日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、平成15年10月1日付け反論意見書及び平成16年1月26日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件対象文書のうち、概況聴取質問事項の回答内容については、本件決定の後に実施機関から情報提供を受けており、その際に非公開とされた部分(個人情報)については、異議はない。

イ 全国市民オンブズマン連絡会議が平成14年12月に実施した第7回全国情報公開度ランキング調査によると、監査復命書の内容について、47都道府県のうち、25都道府県が警察への定期監査の経過まで分かる復命書を全面公開し、政令市では、4市が教育委員会の監査復命書を全面公開している。

ウ これらの自治体で公開された監査復命書には「未だ未成熟な情報でもあるにもかかわらず確定した情報と誤解され、監査対象団体に不利益を及ぼすおそれ」や「指摘に至らなかった事項については、次回以降の監査に活用する行政運営情報であり、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」と指摘されるような内容は全くなかった。

エ 実施機関が現在の監査復命書の書式で非公開としている結果概要は、1件につき2～3行程度であり、このような記述で、実施機関が主張するような、条例第7条第4号又は第5号に掲げるおそれがあるはずがない。

オ 監査結果の内容を市民に公開することは、監査の内容に関して市民の信頼を高めることはあっても、監査対象団体の当事者が既に知っている内容であり、わずか数行しかない概略で今後の監査が困難になるということとはあり得ない。

カ 市民への公開により、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（条例第7条第5号ア）があるとは、全く考えられない。この規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、該当性の判断に当たっては、客観的に行うべきである。

キ 実施機関の主張によれば、自治体の未成熟な情報は確定した情報と誤解されるため、すべて非公開ということになり、市民は結論しか知ることができない、ということになる。これは、かつての「行政情報は市民には非公開」の極めて古い発想である。

ク 条例第7条第5号では、「監査」を「取締り、試験」と並列で同じように記述してあるが、監査対象団体の当事者は、実施機関の事務局（以下「監査事務局」という。）によりあらかじめ指定された書類を提出するのであり、どの項目を監査されたかについては、既に知っている内容である。他の試験や取締りと同列に扱うことができないのは当然である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成15年8月21日付け弁明意見書及び平成16年2月12日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件対象文書のうち、概況聴取質問事項の回答内容については、監査対象団体に事実関係を確認した上で検討したところ、公開しても差し支えないと判断されたため、個人情報に係る部分を除き、異議申立人に対して情報提供を行った。

イ 本件対象文書の各結果概要には、監査対象団体に対する監査に際し、監査事務局の書記（職員）の段階で、不適切な事項や注意、改善すべきと考えられる事項等が広く記載されており、これに基づき監査事務局は、監査結果として指摘すべき案件について整理を行い、事実関係を精査した後に監査委員の会議に諮っているものである。

ウ したがって、結果概要のうち、指摘に至らなかった事項については、事実関係について精査を経していない未成熟又は未確定の情報やこれに対する評価等が含まれており、また、最終的に指摘に至らなかったこれらの情報については、次回以降の監査における資料として当該情報を保存しているもので、当該情報については、監査委員の判断を経していないことから、監査における過程の情報であり、この意味においても未成熟又は未確定な情報である。

エ これらの情報を公開することにより、当該情報について市民に無用な誤解や不正確な理解を与えかねず、ひいては、今後の監査において、監査委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると考えられることから、条例第7条第4号に該当する。

オ また、これを公開することにより、監査の過程における未成熟・未確定な情報や評価等が明らかとなることから、今後、監査を実施した場合において情報収集を困難にしたり、実査段階における評価等が十分機能しがたい状況も懸念されるとともに、監査委員における慎重かつ公正な審議に支障を来すことが懸念され、将来の同種の監査事務の公正かつ円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると考えられることから、条例第7条第5号に該当する。

カ なお、福岡市情報公開審査会の平成9年7月23日付け平9答申第2号（以下「平成9年答申」という。）においても、監査委員の監査については、その結果が重視されるのであって、監査制度の性質からみれば、その結果が得られるまでの合意形成過程は、ある種の条理として、公開になじまないものがあるとされている。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 実施機関は、平成14年9月及び10月に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

199条第7項の規定に基づき、福岡市が出資している法人のうち、財団法人福岡勤労者福祉センター、株式会社福岡市民ホールサービス、財団法人福岡総合展示場及び福岡タワー株式会社について、並びに福岡市が財政的援助を与えている団体のうち、福岡市同和自立促進協議会、アジア太平洋フェスティバル実行委員会、アジアマンス委員会及び福岡市立学校開放等施設管理委員会連絡会について、それぞれ監査を実施している。

イ 本件において、異議申立人が公開を請求した公文書は、アの監査に関して、監査事務局の職員が、福岡市監査規程（平成6年福岡市監査委員規程第1号）第10条の規定により作成した復命書である。

(2) 概況聴取質問事項の回答内容について

ア 本件対象文書のうち、福岡市が出資している法人の監査に係る復命書には、概況聴取質問事項が含まれているが、実施機関は、本件決定において、その回答内容について非公開としていた。

イ しかしながら、実施機関は、概況聴取質問事項の回答内容に関しては、本件決定の後、個人情報に係る部分を除いて、異議申立人に対して情報提供を行っていることが認められ、異議申立人も、これについては異議を申し立てない旨を述べている。

ウ したがって、当審査会においては、本件対象文書のうち、現在においても実施機関が非公開とし、異議申立人が異議を申し立てている結果概要の部分（以下「本件非公開部分」という。）についてのみ判断することとする。

(3) 条例第7条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）該当性について

ア 条例第7条第4号（以下「第4号」という。）は、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定している。

イ 本件非公開部分は、実施機関が主張するように、監査事務局の職員が把握した限りにおいて記載されたものであり、事実関係についての精査及び監査委員の判断を経ないことから、監査における過程の情報であり、また、未確定な情報であることが認められる。

ウ しかしながら、本件の監査は、既に終了しているのであるから、本件非公開部分を公にしたとしても、本件の監査に係る意思決定に影響を及ぼすことはなく、その意味においては、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、

適正な意思決定が損なわれないようにする必要から定められた第4号の規定の適用は、適当ではないと考えられる。

エ また、実施機関が主張するように、本件非公開部分は、監査の過程における情報ではあるが、その内容から判断して、これを公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとまでは認められず、今後の監査委員の会議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもないと言ふべきである。

オ したがって、本件非公開部分が第4号に該当するという実施機関の主張は、理由がない。

(4) 条例第7条第5号（行政運営情報）該当性について

ア 条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定している。

イ まず、本件非公開部分には、(3)のとおり、監査委員の会議における慎重かつ公正な審議に支障を来すようなおそれがある情報は記録されていないと認められることから、これを前提とした第5号の該当性は、認めることはできない。

ウ 実施機関は、本件非公開部分は、次回以降の監査における資料として活用するものであり、これらの情報が公になると、今後、監査を実施した場合において、情報収集が困難になったり、実査段階における評価等が十分機能しがたい状況も懸念される旨を主張している。

エ 地方公共団体における監査は、地方自治法の規定に基づき実施されるものであり、監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる（同法第199条第8項）。

オ したがって、監査対象団体は、実施機関が地方自治法に基づいて行う監査に対して、誠実に応じる義務が当然にあり、また、監査対象団体においてもそのような認識を持っていると言ふべきであるから、本件非公開部分を公にしたとしても、監査事務に関し、正確な事実の把握を困難にしたり、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

カ なお、地方公共団体における監査制度の趣旨ないし目的は、公正かつ効率的な財務会計事務の処理を指導することによって、地方行政の適法性及び妥当性を保障することにあると言われている。

キ そして、監査の過程における情報であっても、これを公にすることは、監査対象団体が、自主的に当該情報に係る事項について留意し、又は事務を改善することにより、当該監査対象団体の公正かつ効率的な財務会計事務の処理につながる事となる。

ク このような状況は、むしろ監査制度が十分に機能し、及びその目的を達することに資するものであって、実施機関が主張するような、将来の監査事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じるものと言うべきではない。

ケ また、異議申立人が提出した資料によれば、他の都道府県及び政令指定都市では、相当数の団体において、監査復命書の内容を全部公開していることが認められる。これらの状況は、本件対象文書と様式、内容等の違いが明らかでないとしても、監査事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないことを推測させるものでもある。

コ したがって、本件非公開部分が第5号に該当するという実施機関の主張は、理由がない。

サ なお、平成9年答申に係る事案は、条例による改正前の福岡市情報公開条例（昭和63年福岡市条例第3号）に基づくものであり、実施機関においても、平成14年7月から施行された条例の下において、より一層の情報公開が進められているところである。当審査会は、これらの状況を踏まえた上で、改めて条例の趣旨に基づき、平成9年答申とは結論を異にする本件判断をするものである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 7 月24日	実施機関からの諮問
平成15年 8 月21日	実施機関が弁明意見書を提出
平成15年10月 1 日	異議申立人が反論意見書を提出
平成16年 1 月26日(第 1 回審査会部会)	異議申立人からの口頭意見聴取及び審議
平成16年 2 月12日(第 2 回審査会部会)	実施機関からの口頭意見聴取
平成16年 3 月11日(第 4 回審査会部会)	審議
平成16年 4 月 8 日(第 6 回審査会部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正, 白杵昭子, 多田利隆, 福山道義